

第2編 児童虐待防止に向けた学校における適切な対応

近年、社会環境の急激な変化に伴う子どもたちや家庭を取り巻く状況の変化が、家庭の孤立化や人間関係の希薄化などを招き、これらが一つの要因となって、家庭の養育機能が低下しているとの指摘もありますが、このような中で、児童虐待がこれまで以上に深刻な社会問題となってきておりますことから、私たちは、その防止に向け、一層取組を進めることが重要です。

1 児童虐待とは

「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年5月24日法律第82号）第二条において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる行為を行うことをいいます。

第二条の記載内容	虐待の実例等
一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	身体的虐待 ●殴る●蹴る●タバコやアイロンを押しつける●風呂に押し込み濡れさせる●冬に戸外に締め出す など
二 児童にわいせつな行為をすること。又は児童をしてわいせつな行為をさせること。	性的虐待 ●性的ないたづらをする●性的関係を強要する●性器や性交を見せる●ポルノグラフィーの被写体にする など
三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。	ネグレクト（養育の放棄・怠慢） ●適切な食事を与えない●汚れた衣類を着続けさせる●極端に不潔な環境で生活させる●子供の意に反して登校させない●病気で医師に見せない●幼児を車に放置する など
四 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	心理的虐待 ●言葉による脅迫を行う●無視したり拒否的な態度を示す●他の兄弟と著しく差別的な扱いをする など

2 児童虐待の状況等

児童相談所における虐待の処理件数は年々増加の一途をたどっており、平成11年度には全国で10,000件を越え、本道においても全般的には増加傾向にあります。

(1) 虐待に関する相談処理件数の推移（児童相談所の調べ：以下同様）

	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
全道	39	30	38	78	103	140	274	638	895	711
全国	1,611	1,961	2,722	4,102	5,352	6,932	11,631	17,725	23,274	23,738

【本道の分析】

- 平成8年度から増加傾向
- 平成13年度が過去最高

(2) 平成14年度分の経路別相談件数（％）（上位5つと児童本人からの相談）

家族から	福祉事務所から	近隣・知人から	学校等から	警察署から	児童本人から
21.8%	14.6%	12.5%	12.2%	6.9%	1.3%

- 「児童本人から」の通報は極めて低い状況

(3) 平成14年度分の内容別相談件数（％）

ネグレクト（養育の放棄・怠慢）	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待
52.5%	37.4%	5.5%	4.6%

- ネグレクト、身体的虐待が多く、これらで約9割

(4) 平成14年度分の被虐待児童の年齢構成（％）

0～3歳未満	3歳～学童前児童	小学生	中学生	高校生・その他
17.7%	27.0%	39.2%	12.4%	3.7%

- 小学生が最も多く、次いで3歳から学童前児童

3 児童虐待に対する学校の役割

児童虐待は、虐待を受けている子どもたちはもとより、虐待を行っている保護者の心にも大きな傷痕を残すこととなりますことから、学校関係者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを十分自覚し、児童虐待の早期発見や対応等に努めることが大切です。

(1) 早期発見・対応に努めること

- 学校生活はもとより、日常生活面について十分な観察、注意を払うこと
- このため、担任、生徒指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラーなど、教職員等が協力して、日頃から状況把握に努めるとともに、いつでも相談できる雰囲気を醸成すること
- 不登校児童生徒が家庭等にいるときは、家庭訪問等を行うなどして状況把握に努めること

【児童虐待の防止等に関する法律】

第5条(児童虐待の早期発見) 学校の教職員、～は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

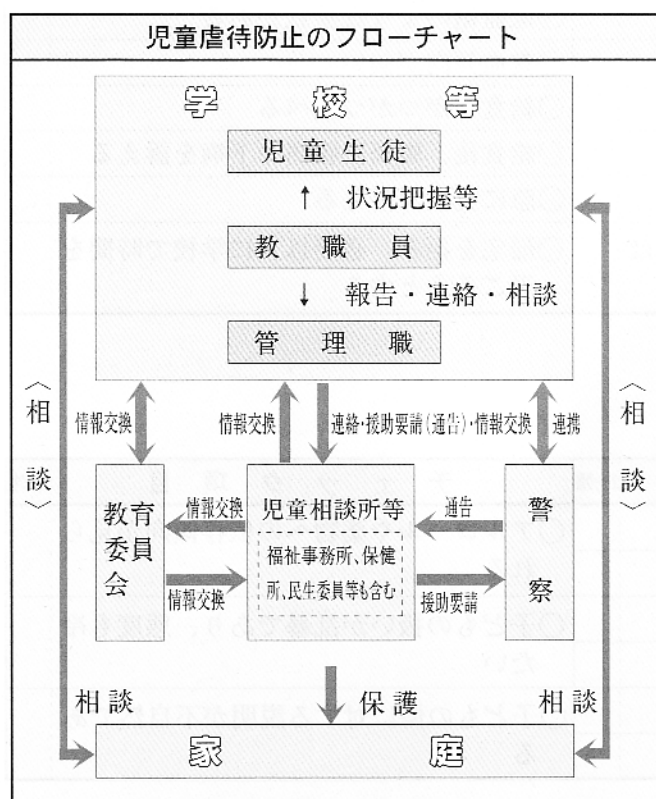
(2) 虐待を受けた児童生徒を発見した場合は、速やかに児童相談所等に通告すること

- 児童虐待の疑いがある場合は、確証がないときでも児童相談所等へ連絡、相談するなど、日頃からの連携を十分に行うこと
- また、通告等を行った後においても、当該機関と連携し、児童生徒への必要な支援を行うこと

【児童虐待の防止等に関する法律】

第6条(児童虐待に係る通告) 児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、これを児童福祉法第25条の規定により通告しなければならない。

(3) 上記の対応に当たっては、学校として組織的に取り組むとともに、教育委員会への連絡等を行うこと



●虐待を早期発見するための心構え

- 虐待とは何かを理解すること
- 虐待を発見したときの対応方法を理解すること
- 日常から子どもの変化(心のサイン)を見逃さないよう努めること
- 保護者面談や家庭訪問等、保護者とのかかわりを大切にする
- 他の教職員等との情報交換を密に行うこと

●虐待を相談・通告する際の心構え

- 児童生徒を心身の危険から守るという意識をしっかりともつこと
- 疑いを大切にする(確証を求めないこと)
- 一人で抱え込まないこと
- 人任せにしないこと
- 記録をしっかりと取ること

4 児童虐待の早期発見に向けたチェックリスト等

(1) 児童虐待の早期発見に向けたチェックリスト

幼 児	チエック項目	チェック欄	チエック項目	チェック欄
	○表情や反応が乏しい		○体格・発育が悪い	
	○他者とうまくかかわれない		○衣服や身体が常に不潔である	
	○誰にでもなれなれしい		○基本的な生活習慣が身に付いていない	
	○かんしゃくが激しい		○ガツガツ食べたり、隠れて食べる行動が見られる	
	○不自然な傷が見られる		○衣服を脱ぐことに異常な不安を見せる	
	○傷について説明したがない		○年齢不相応の性的な言動が見られる	
	○他の幼児に乱暴的である		○他者との身体接触を極度に怖がる	
	○言葉の発達が遅れている			

児 童 生 徒	チエック項目	チェック欄	チエック項目	チェック欄
	○万引きなどの非行が見られる		○身体的理由で頻繁に保健室を訪れる	
	○虚言が多い		○家庭の話題を極端に避けようとする	
	○成績が突然下がる		○いつも眠そうである	
	○家出を繰り返す		○体格・発育が悪い	
	○理由の不明な欠席や遅刻が多い		○円形脱毛症ができている	
	○異性への過度な興味・接近がある		○尿検査などをきちんと持ってこない	
	○情緒が不安定で時々ヒステリックになる		○衣服や身体が常に不潔である	
	○授業に身が入らない		○低血糖のような症状がある	
	○いつもおどおど、ビクビクしている		○貧血傾向が強い	
	○チック症状が出る		○給食をがつつ食べる	
	○原因不明のけがやあざなどがある		○給食後、頻繁に腹痛や下痢を訴える	
	○必要以上にきずを隠そうとする		○急に食欲が落ちる	
	○けがの原因を語るとき、保護者をかばい自分を責める		○帰宅を拒み、必要以上に学校で時間を過ごそうとする	

保 護 者	チエック項目	チェック欄	チエック項目	チェック欄
	○教師との面談を拒む		○アルコールや薬物への依存傾向が見られる	
	○周りから孤立している			
	○被害者意識が強い		○子どもの扱いが乱暴であり、態度も冷たい	
	○強いストレス感を感じる			
	○厳しいしつけをしていると自慢する		○子どもの傷に対する説明が不自然である	
	○父母の仲がよくない			

(2) 通告する際の基本的な内容（記録の要点）

児童虐待に関する記録

() 学校

1 虐待されていると懸念される児童生徒

- ①氏名 ②性別 ③生年月日 ④年齢 ⑤住所 ⑥電話番号
⑦保護者氏名 ⑧保護者の続柄（父・母・その他） ⑨所属（幼稚園・学校名等）
⑩学年 ⑪担任の先生の氏名

2 虐待者

- ①氏名 ②続柄（父・母・その他） ③住所 ④電話番号 ⑤勤務先

3 家族構成

- ①氏名 ②性別 ③生年月日 ④年齢

4 虐待の内容及び児童生徒の状態

- ①いつから ②頻度は ③どのように ④心身の状態は ⑤気付いた時期
⑥虐待の形態は（身体的虐待、養育の放棄・怠慢、性的虐待、心理的虐待）

5 その他特記事項

(3) 学校での発見・通告事例

～担任が児童の火傷を発見し虐待が判明した事例～

小学校1年生の担任が、児童の手の甲に火傷の痕を見つけ、同時によく見ると左足にも火傷の治った痕を見つける。児童は担任になかなか事実を話そうとしなかったが学校からの帰宅時間が遅い、寝るのが遅い等の理由で日常的に両親から暴力を受けていると話し始めた。児童は、自分の話したことが両親に知れることを非常に心配し、不安になっており、学校は、児童にさらなる危害が及ぶのを危惧し、緊急を要するものと判断して児童相談所に通告し、児童は一時保護された。

～学校を休みがちな児童への家庭訪問により虐待が判明した事例～

小学校2年生の児童は、当初学校へ元気に登校していたが、下校を渋りだし、その後は学校も休みがちとなったことから、担任が家庭訪問を実施し母親と面接を行った。

母親は担任に対し、「子どもは落ち着きがなく、片付けもしない。いくら言っても直らないから叩く、叩いても直らないので食事も与えずに立たせる。それでやっとしつけが身に付いてきている。また、学校に行かされるとそのままいなくなるので、学校を休ませている。」旨の話をしたことから、担任は児童が虐待にあっている可能性がある判断して管理職等と協議し、児童相談所に相談をしたところ、児童相談所は虐待と認め児童を一時保護した。

*参考・引用 子どもの虐待防止マニュアル（北海道）